

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部長寿推進課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長長寿第1010号
委 託 業 務 名 称	長浜市認知症サポーター等養成事業
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	認知症に関する正しい知識を持ち、地域及び職域において認知症のある人及びその家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症のある人及びその家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進することを目的として、長浜市認知症サポーター等養成事業実施要綱(平成28年長浜市告示第158号)第4条の業務を委託する。
履 行 期 間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 額 (税 込)	2,701,000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 長浜市湖北町速水2745番地 [商 号 又 は 名 称] 社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	長浜市社会福祉協議会は、ボランティアセンターを運営し、活動支援や相談を行っておりボランティア支援の実績があるとともに、多くの介護サービス事業所を運営し、認知症に対する知識や経験をもった職員が多く、また、地区社協への支援を通じて、地域のさまざまな団体との連携がある。このことから、市全体の認知症キャラバンメイトの活動を、より一層深め、地域に広めることができる長浜市社会福祉協議会に本業務を委託する。
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>